

# 熊本県 環境管理のしくみ

## <手順、様式等>

【第1版】

	年 月 日	備考
作成	平成25年11月1日	第1版

環境立県推進課

## ■目 次■

1	環境管理のしくみの枠組み	1
2	新旧対照表（組織、役職、文書・様式、作業手順）	2
3	新たなしくみの実施要領など	4
3-1	「環境基本計画の目標と施策」の管理 （熊本県環境基本計画目標管理要領）	4
3-2	「庁舎の事務における省エネ・省資源」の管理 （熊本県資源エネルギー管理委員会設置要綱）	8
3-3	公共事業における環境配慮の推進 （熊本県公共事業等環境配慮システム要綱）	10
3-4	法令順守・危機管理の実施	14
4	記入様式など	15

# 1 「環境管理のしくみ」の枠組み

環境管理の対象項目は、①環境基本計画の目標と施策、②庁舎の事務における省エネ・省資源、③公共事業における環境配慮の推進、④法令順守・危機管理の4項目とし、それぞれについて、下記のシステムで進行管理を行う。

## ■環境管理のしくみの概要

	①環境基本計画の目標と施策	②庁舎の事務の省エネ等	③公共事業	④法令順守危機管理
1 管理システム名称	○環境基本計画の目標管理の仕組み	○省エネ法によるエネルギー使用量等把握の仕組み	○熊本県公共事業等環境配慮システム	○各所管課での自律的管理
2 所管課	○環境立県推進課	○環境立県推進課	○環境保全課	○各課
3 根拠	○熊本県環境基本計画目標管理要領  ※環境基本条例及び環境基本指針に基づく	○省エネ法 ○熊本県資源エネルギー管理委員会設置要綱	○熊本県公共事業等環境配慮システム要綱  ※アセス法・条例とリンク	○各法令
4 実施事項	○年1回、各目標の達成状況の報告を受け、環境問題に関する全庁的な取り組み方針を審議	○年1回、エネルギーや資源の使用量等を把握し、省エネ法や率先実行計画等の目標達成状況に応じて、向上のための手立てを検討	○公共事業における自主的環境配慮を、環境配慮専門委員や環境調整会議の意見を聞きながら実施	○危険物の管理手順書等を定め、適正に管理
5 対象者	○環境基本計画の各目標の主管課	○知事部局、企業局、各委員会（教育庁も）、県警、病院局 ※出先機関等含む	○公共事業を行う部局	○該当法令の主管課
6 進行管理組織	○熊本県環境政策推進本部	○熊本県資源エネルギー管理委員会 ※知事部局、企業局、各委員会（教育庁除く）で構成	—	—

使用量報告の対象であることを示す

使用量報告の対象とは同一でないことに注意（省エネ法の範囲としている）

## 2 新旧対照表（組織、役職、文書・様式、対象範囲、作業手順）

### 2-1 組織

【旧】	⇒	【新】
●熊本県ISO管理委員会	⇒	(廃止) ※既存組織を活用 ●熊本県環境政策推進本部 ●熊本県資源エネルギー管理委員会 …エネルギー管理委員会を改組

### 2-2 役職

【旧】	⇒	【新】
●環境管理責任者 (※環境生活部長)	⇒	(廃止)
●ISO活動責任者 (※各部署長)	⇒	(廃止)
●ISO活動推進員 (※所属長)	⇒	(廃止)
●環境保全推進員 (※総務班長等)	⇒	●エコオフィス・リーダー <b>【新規】</b> (※各課担当者)

### 2-3 文書・様式

【旧】	⇒	【新】
●環境方針	⇒	●環境基本指針に統合 ●各所属でよかエコオフィス宣言を行う
●熊本県ISO管理委員会設置要綱	⇒	(廃止)
●熊本県環境管理マニュアル (各様式含む)	⇒	●熊本県環境基本計画目標管理要領 <b>【新規】</b>
●環境監査実施要領	⇒	(廃止)
●エコオフィス活動に関する手順書 (点検記載要領 及び 各様式含む)	⇒	(廃止)
●廃棄物の適正処理及び再資源化に関する手順書 (分別方法説明資料含む)	⇒	(一部見直しし使用)

### 2-4 対象範囲

【旧】	⇒	【新】
●環境基本計画 : 各目標の主管課	⇒	: (変更なし)
●省エネ・省資源 : 本庁	⇒	: 知事部局、企業局、各委員会(教育庁も)、県警 ※出先機関等含む
●公共事業環境配慮 : 公共事業を行う部局	⇒	: (変更なし)
●法令順守・危機管理 : 該当法令の主管課	⇒	: (変更なし)

## 2-5 作業手順

【旧】

【新】

環境基本 計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>①環境影響評価書作成</li> <li>②環境影響要因登録簿整理</li> <li>③環境目的・目標設定</li> <li>④実施計画作成</li> <li>⑤環境目的・目標、実施計画表一覧表作成</li> <li>⑥事業実施</li> <li>⑦不適合是正措置記録</li> <li>⑧不適合予防措置記録</li> <li>⑨目標達成状況(指標)確認(中間、最終)</li> <li>⑩改善課題抽出</li> </ul>	→	○年度に1回、目標達成状況を確認し、改善方針を立案するなど
庁舎の省 エネ省資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 環境配慮行動実施状況の監視測定 (エコオフィス活動推進点検表を毎月作成)</li> <li>② コピー用紙や燃料の使用量の監視測定 (半期毎に実施)</li> <li>③ 監視測定結果のISO活動推進員(所属長)、 筆頭課、ISO活動責任者(各部局長)、環境管理責任者(環境生活部長)への段階的報告</li> </ul>	→	○年度に1回、資源エネルギー使用量調査を実施するなど
公共事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>①環境影響評価書作成</li> <li>②環境影響要因登録簿</li> <li>③環境目的・目標設定</li> <li>④実施計画作成</li> <li>⑤環境目的・目標、実施計画表一覧</li> <li>⑥不適合是正措置記録</li> <li>⑦不適合予防措置記録</li> </ul>	→	(旧制度は廃止) ※環境保全課の環境配慮制度による管理に統一
法令順守・ 危機管理	<p>&lt;法令順守&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①法的及びその他の要求事項調査</li> <li>②法的及びその他の要求事項登録</li> <li>③法的規制等順守評価計画</li> <li>④法的規制等順守評価記録</li> </ul> <p>&lt;危機管理&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①緊急事態一覧作成</li> <li>②緊急事態対応手順試行結果記録</li> <li>④ 急事態対応処置記録</li> </ul>	→	(旧制度は廃止) ※所属による管理へ移行 ※各部の危機管理要綱等も有り
監査、 教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>○内部監査</li> <li>○教育・訓練</li> </ul>	→	(廃止)

## 3 新たなしくみの実施要領など

### 3-1 「環境基本計画の目標と施策」の管理

#### 熊本県環境基本計画目標管理要領

(目的)

第1条 この要領は、熊本県環境基本計画（以下「基本計画」という。）の目標管理に関し、必要な事項を定めることとする。

(適用対象組織)

第2条 この要領の適用対象は、熊本県環境基本計画の目標を所管する課とする。

(計画：PLAN)

第3条 各所属長は、「環境基本計画の目標など一覧表」（別紙1）に記載されている目標のうち、所掌する目標について、当該年度の目標達成のために講ずる実施計画を、「実施計画・評価表」（様式1）の“実施計画”欄に記載する。環境基本計画策定後に更新または関連分野で新設された目標についても前項と同様に記載する。

2 各所属長は、基本計画の目標を達成するため、その所属に係る当該年度の目標値及び実施計画について、所属職員に対し周知する。

(施策の実施：DO)

第4条 前条の目標及び実施計画を踏まえ、施策を実施する。

2 各所属長は、実施計画の効果的な実行について、必要に応じて所属職員へ指導を行う。

(実績報告、目標達成状況の確認：CHECK)

第5条 各所属長は、年度終了後、所掌する目標について、当該年度の実績値を、様式1“実績”欄に記載する。

2 各所属長は、前項の実績が実施年度目標値に達していない場合は、様式1“次年度への課題、課題解決方針（案）”欄に記載する。

3 環境立県推進課長は、熊本県環境審議会及び熊本県環境政策推進本部に対し、必要に応じて、主要な目標の達成状況及び目標達成のための課題解決方針について報告を行う。

(改善、見直し：ACTION)

第6条 各所属長は、次年度の実施計画を作成するにあたっては、前条第3項において検討した課題解決方針を勘案することとする。

第7条 各所属長は、実績及び課題解決方針について、所属職員に対し周知するとともに、公表を行う。

(実施時期)

第8条 様式1の記入の実施時期については、(1)及び(2)のとおりとする

(1) 第3条第1項に規定する事務 6月末

(2) 第5条第1項及び第2項に規定する事務 5月末

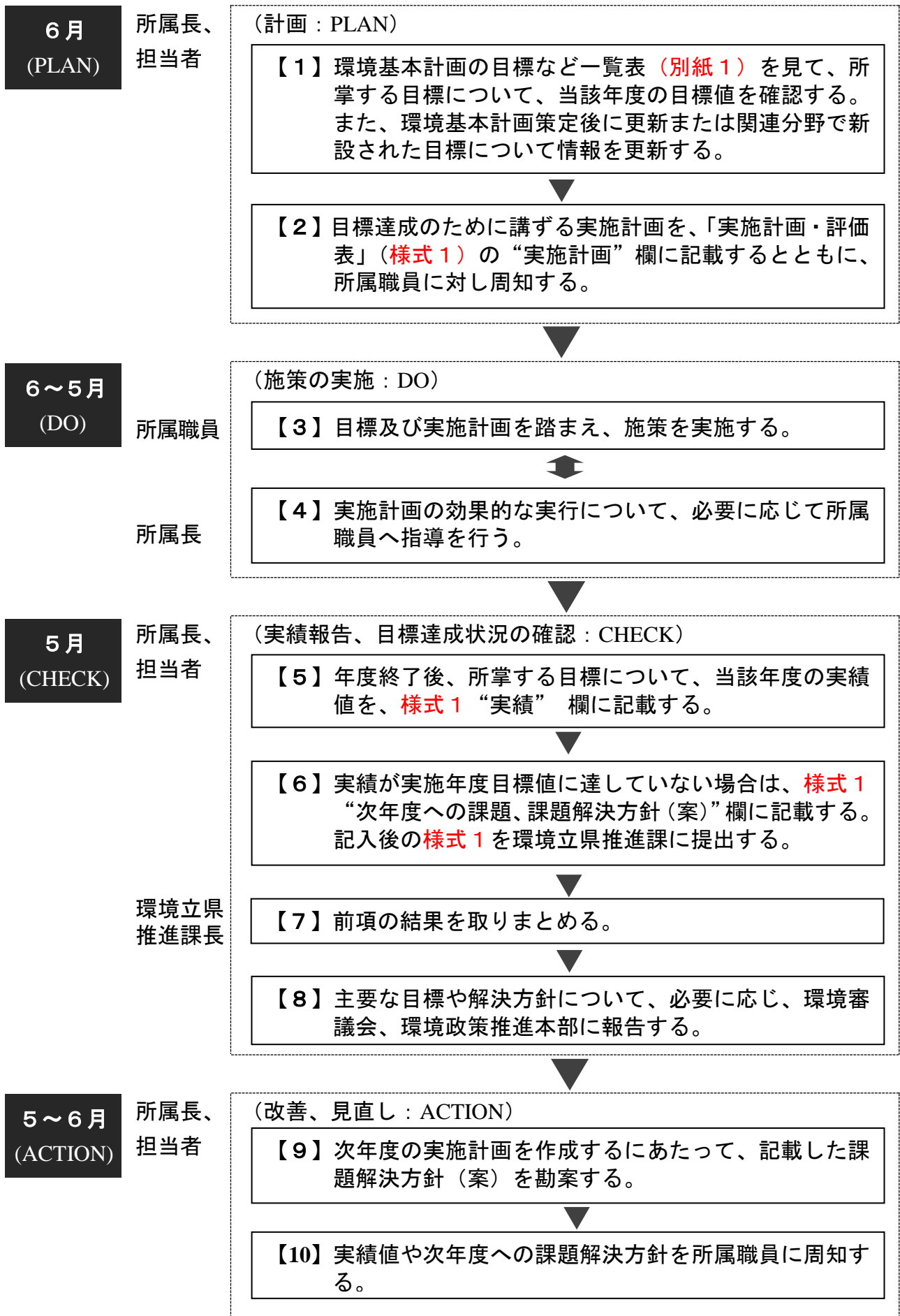
(その他)

第9条 その他この要領の実施に関し必要な事項は、環境立県推進課長が別に定める。

附 則

1 この要領は平成25年9月4日から施行する。

■環境基本計画の目標と施策の管理の手順



## 熊本県環境政策推進本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本県環境政策推進本部の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 身近な環境から地球規模の環境までのすべてにわたり、快適な環境を保全・創造するための施策を総合的かつ体系的に推進することを目的として熊本県環境政策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 本部は、前条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- (1) 環境問題に関する全庁的な取組方針に関すること。
- (2) 環境問題に関する普及・啓発に関すること。
- (3) 環境資源の保存と活用に関すること。
- (4) その他環境問題に係る対策に関して必要な事項。

(組織)

第4条 本部は、「庁議」の構成員をもって組織する。

2 本部長は、知事をもって充てる。

(幹事会)

第5条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって組織する。
- 3 代表幹事は、環境生活部を分掌する副知事をもって充てる。
- 4 幹事は、別表の構成員をもって充てる。
- 5 幹事会は、本部において審議する事項について調査、検討し、その結果を本部に報告する。
- 6 幹事会の会議は、代表幹事が必要に応じて前項の調査、検討事項に係る幹事を招集し、主宰する。
- 7 代表幹事は、必要に応じて幹事会の調査、検討事項に係る職員の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 8 本部は、その定めるところにより、幹事会の議決をもって本部の議決とすることができる。

(専門部会)

第6条 幹事会は、必要に応じて専門的な調査、検討を行うため、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、幹事会から付議された事項に最も関係のある部局等の幹事または当該幹事の指名する者をもって充てる。
- 4 副部会長は幹事会において選任された部会員の中から部会長が指名する。
- 5 部会長は、必要に応じて部会の調査、検討事項に係る職員に出席を求め、意見を聞くこと、又は関係所属に資料の提出を求めることができる。
- 6 専門部会の運営等に関し、必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、環境生活部環境局環境立県推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営等に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年10月1日から施行する。

この要綱は、平成13年6月21日から施行する。

この要綱は、平成16年7月1日から施行し、平成16年6月18日から適用する。

この要綱は、平成22年4月20日から施行する。

この要綱は、平成23年9月12日から施行する。



(別表) 熊本県環境政策推進本部設置要綱 第5条関係

熊本県環境政策推進本部 幹事会構成表

職 名
副知事
総務部長
企画振興部長
健康福祉部長
環境生活部長
商工観光労働部長
農林水産部長
土木部長
会計管理者(出納局長)
企業局長
教育長
警務部長

## 3-2 「庁舎の事務における省エネ・省資源」の管理

### 熊本県資源エネルギー管理委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本県資源エネルギー管理委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 熊本県が設置する施設(警察本部、教育委員会及び病院局が所管するものを除く。)におけるエネルギーの使用の合理化及び、庁舎における省資源行動を推進することを目的として資源エネルギー管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- (1) 前条に規定する施設におけるエネルギーの使用の合理化の推進に関すること。
- (2) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第14条第1項に規定する中長期的な計画に関すること、及び同法第15条第1項に規定する報告に関すること。
- (3) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第20条第3項に規定する地方公共団体実行計画に関すること。
- (4) その他エネルギーの使用の合理化及び庁舎の事務における省資源行動の推進に関し必要な事項。

(組織)

第4条 委員会は、環境局長、人事課長、管財課長、企画課長、健康福祉政策課長、環境立県推進課長、商工政策課長、農林水産政策課長、監理課長、営繕課長及び企業局総務経営課長をもって組織する。

2 委員長は、環境局長をもって充てる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、環境生活部環境局環境立県推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営等に関し、必要な事項は、別に定める。

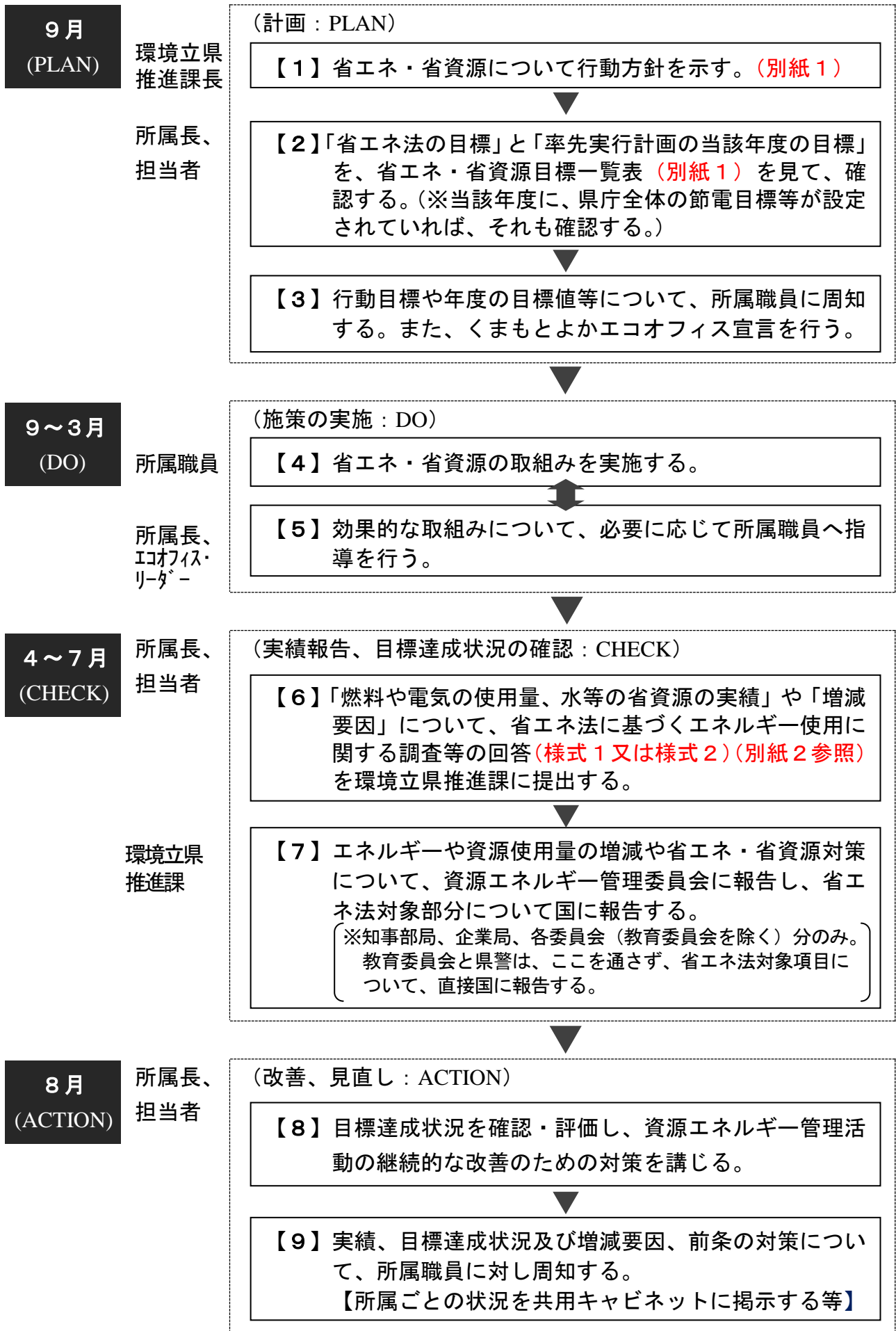
附 則

この要綱は、平成22年10月8日から施行する。

この要綱は、平成23年6月21日から施行する。

この要綱は、平成25年9月4日から施行する。

■庁舎の事務における省エネ・省資源の手順



## 3-3 公共事業における環境配慮の推進

### 熊本県公共事業等環境配慮システム要綱【環境保全課所管】

#### 第1 目的

開発事業等に伴う土地の改変や建築物の建設等は、環境に負荷を与え、人間の健康、自然環境、周辺的生活環境等へ大きな影響を及ぼすおそれがあり、これらは一度破壊されると復元が困難である。そのため、その構想・計画及び事業実施にあたり十分な環境への配慮を行う必要がある。

この要綱は、環境保全のための県における率先行動として、県が行う公共事業等について、自主的な環境配慮を行うための手続その他所要の事項を定めることにより、事業に係る環境への配慮が十分になされることを目的とする。

#### 第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は次のとおりとする。

##### 1 対象事業

県が実施主体となる公共事業等で、別表に掲げる事業をいう。

##### 2 環境配慮

対象事業が環境に与える負荷を減らすための措置及び快適な環境を保全・創造する措置をいう。

##### 3 環境調査

対象事業が環境に与える影響について把握するため行う現地調査をいう。

#### 第3 構想段階での環境配慮

##### 1 早期段階での環境配慮

(1) 対象事業を計画・実施する部局等の長（以下「事業部局等の長」という。）は、環境生活部長に対し、対象事業の概要を示す書類を提出するものとする。但し、第4の1(1)に規定する環境調書の提出時期が、当該提出時期と同時期となる場合はこの限りでない。

(2) 前号に規定する事業概要に係る書類の提出時期は、計画地の選定、ルートの選定等事業構想の検討を行う時期とする。

##### 2 環境情報の提供

事業部局等の長より第3の1(1)に規定する書類の提出があった場合、環境生活部長は対象事業について当該事業部局等の長に対し環境に係る情報の提供を行うものとする。

#### 第4 環境調書の作成等

##### 1 環境調書の作成

(1) 事業部局等の長は別に定める公共事業等環境配慮システム技術指針に基づき、対象

事業について、環境調書を作成し、環境生活部長に提出するものとする。

- (2) 前号に規定する環境調書の作成時期は、事業計画の決定の前であって、環境配慮の内容が適正に定められる時期として環境生活部長が事業部局等の長と協議して定める時期とする。
- (3) 事業部局等の長は環境調書の作成にあたり、必要に応じ環境配慮専門委員の助言を受けることができる。
- (4) 事業部局等の長は環境調書の作成にあたり、必要に応じ環境調査を実施するものとする。
- (5) 事業部局等の長は、第4の1(1)に定める環境調書の提出時点で、対象事業の特性等により一部環境配慮に係る措置が明らかでない場合には、当該措置が明らかになった時点で、その項目についての環境調書を作成し、環境生活部長に提出するものとする。

## 2 環境生活部長の意見

- (1) 環境生活部長は第4の1(1)に規定する環境調書の提出を受けたときは、事業部局等の長に対し、環境配慮の見地からの意見を述べるものとする。
- (2) 環境生活部長は、前号に規定する意見を述べるときは、環境調整会議の意見を聴くとともに、必要に応じ環境配慮専門委員その他の学識経験者の意見を聴くものとする。

## 第5 報告

事業部局等の長は、環境調書に記載されているところにより、第4の2(1)に規定する環境生活部長の意見を尊重して環境配慮措置を決定し、環境生活部長に報告するものとする。

## 第6 環境配慮の実施

事業部局等の長は、決定した環境配慮措置に従い、環境配慮に努めて事業を実施するものとする。

## 第7 事業内容の変更等

事業部局等の長は、対象事業の変更により、環境に及ぼす影響が大きくなるおそれのあるときは、改めて第4から第6までの規定による手続を行うものとする。

## 第8 環境配慮専門委員

- 1 知事は、この要綱による環境配慮に関し必要な意見を求めるため、環境配慮専門委員を置くものとする。
- 2 環境配慮専門委員には、熊本県環境影響評価審査会委員を充てる。
- 3 前2項に定めるもののほか、環境配慮専門委員に関し必要な事項は、別に定める。

## 第9 環境調整会議

- 1 第4の2(2)に規定する環境調整会議は、関係各課長をもって構成し、環境局長が

これを主宰する。

2 前項に定めるもののほか、環境調整会議に必要な事項は環境生活部長が別に定める。

## 第10 適用除外

1 対象事業が法令、条例等に基づき環境影響評価を実施する事業に該当する場合は、この要綱の規定（第3の規定を除く）は適用しない。

2 この要綱の規定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による災害復旧事業及び災害の防止のため災害復旧事業と併せて施行することを必要とする事業並びに災害の復旧又は防止のために緊急に実施することを必要とする事業については適用しない。

## 第11 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については別に定める。

### 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前に、既に事業計画等の基本的事項が定まり、その実施が決定されているもの等については、この要綱の規定は適用しない。

一部改正 平成11年4月20日施行

（対象事業に公有水面の埋立事業を追加）

一部改正 平成13年4月1日施行

（熊本県環境影響評価条例の施行等に伴う第10適用除外の規定の整理）

一部改正 平成20年12月8日施行

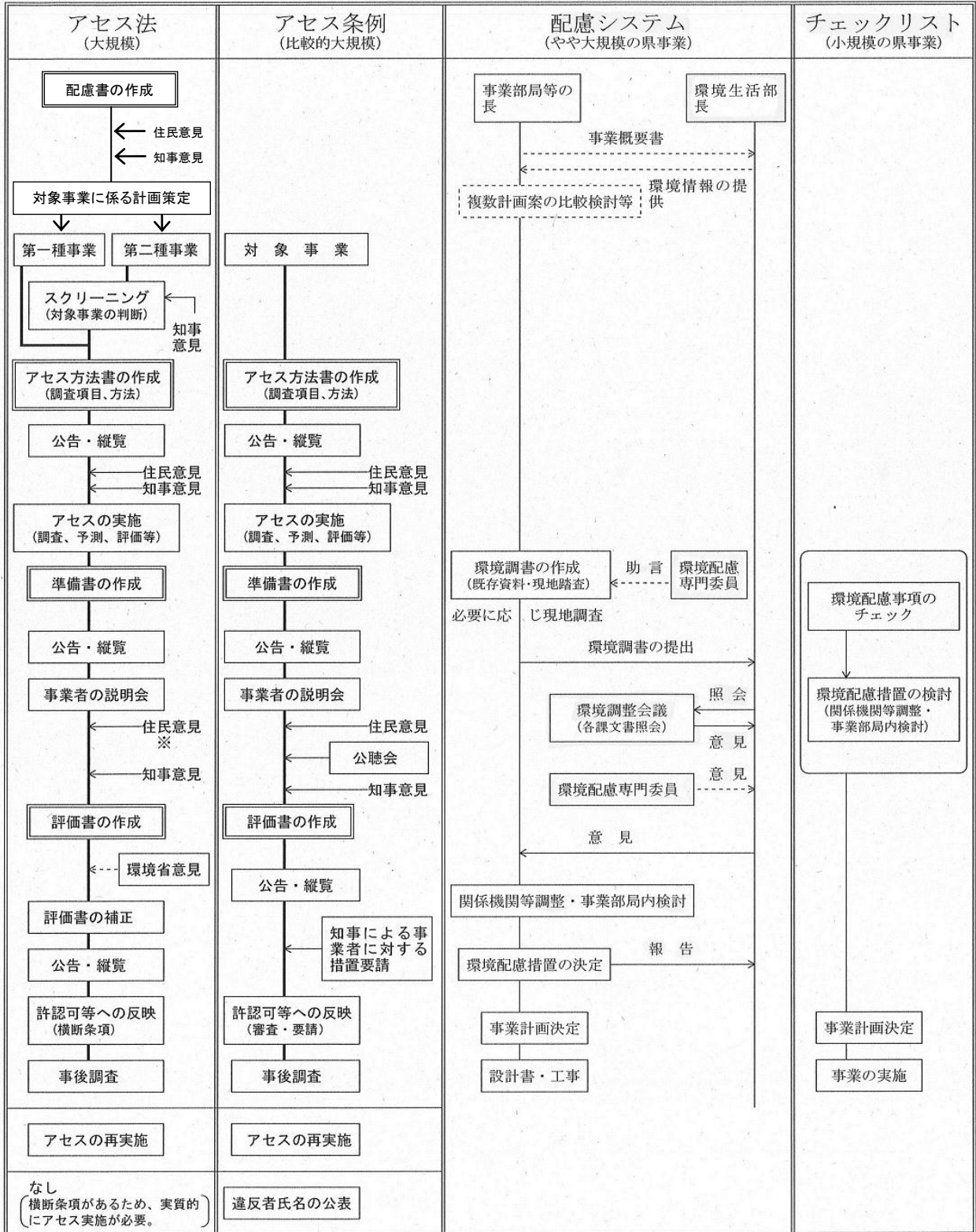
（環境配慮専門委員に係る規定の改正等）

一部改正 平成23年6月3日施行

（機構改革に伴う環境調整会議主宰者の名称変更）

■公共事業の環境配慮の手順

# 熊本県の環境影響評価に係る制度



※ 「公聴会」「違反者氏名の公表(一部)」等の手続きは、アセス条例により、アセス法対象事業にも適用される。

### 3-4 法令順守・危機管理の実施

#### ■法的及びその他の要求事項の一覧（抜粋）

No.	環境影響要因	対象機器名 又は活動名	法令等名称	規制要求項目	緊急事態	担当所属
1	エネルギーの使用	庁舎全体	エネルギーの使用の合理化に関する法律	第1種エネルギー管理指定工場省エネ努力		管財課
				エネルギー管理員の選任		管財課
2	ばい煙の発生	ボイラー ガス焚二重効用 吸収式冷温水機	大気汚染防止法 (伝熱面積 10 m <sup>2</sup> 超)	ばい煙排出基準順守		管財課
				ばい煙量の測定		管財課
		ボイラー	県生活環境の保全等に関する条例	ばい煙排出基準順守		管財課
				ばい煙量の測定		管財課
3	騒音の発生	空冷スクリー熱回収型ヒートポンプ等	県生活環境の保全等に関する条例	騒音圧縮機、送風機、ケリング等の基準の順守		管財課
4	高圧ガスの製造	空冷スクリー熱回収型ヒートポンプチラー	高圧ガス保安法	高圧ガスの製造(第2種製造者)構造及び設備の技術上の基準適合維持		管財課
				保安教育計画策定、実施		管財課
5	オイルの漏洩	オイルタンク	水質汚濁防止法	地下水汚染防止事故時の応急措置(点検)	○	管財課
			熊本県地下水保全条例	地下水汚染防止事故時の応急措置・報告	○	管財課
6	オイルの貯蔵	オイルタンク	消防法	危険物保安監督者の指名(危険物取扱者乙種第4類)		管財課
7	特別管理産業廃棄物の保管	PCB入安定器	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	特別管理産業廃棄物保管基準に基づく生活環境の保全上支障のない保管(廃PCB保管庫で保管・管理)	○	管財課
				特別管理産業廃棄物管理責任者の配置		管財課
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則	適正な保管場所の確保、特別管理産業廃棄物の種類の掲示 特別管理産業廃棄物の飛散・流出等防止措置		管財課

~以下略~



## 4 記入様式など

### <「環境基本計画の目標と施策」の管理>

別紙 1 環境基本計画の目標など一覧表

様式 1 熊本県環境基本計画目標管理に係る実施計画・評価表

### <「庁舎の事務における省エネ・省資源」の管理>

別紙 1 率先実行計画の目標一覧

別紙 2 各主体の省エネ・省資源活動に係る記入様式、提出物 一覧

様式 1 省エネ・省資源調書【施設管理者用】

様式 2 省エネ・省資源調書【本庁各課用】